

## 石油燃焼機器及びガスこんろの規制対象化にかかる説明会の開催について

<< 販売事業者、特に中古販売事業者対象の説明会 >>

平成20年10月  
経 済 産 業 省  
商務流通グループ製品安全課

消費生活用製品安全法においては石油燃焼機器（石油給湯機、石油ふろがま、石油ストーブ）が平成21年4月1日から規制対象となり、ガス事業法においてはガスこんろが本年10月1日から規制対象となりました。このため、販売事業者特に中古販売事業者を対象とした説明会を開催いたします。

つきましては、石油燃焼機器及びガスこんろを販売されている事業者におかれまして、是非説明会に御出席いただきたいと思いますと考えております。

説明会場の変更、日時の変更等がある場合は、経済産業省のホームページ（製品安全ガイドのページ（[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/index.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)））に情報を掲載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。

### 説明会場

| 説明会場 | 説明会場施設名   | 開催日時                     | 担当窓口（出席申込書の送付先）                          | 出席申込書（別添）送付先 FAX 番号 |
|------|---|--------------------------|--|---------------------|
| 東京会場 | 経済産業省 第5共用会議室<br>本館17階東4<br>（東京都千代田区霞が関1丁目3番1号） | 11月28日（金）<br>15:00～16:00 | 経済産業省製品安全課 説明会担当<br>（電話03-3501-4707（直通）） | 03-3501-6201        |

説明会場には、駐車場は御利用できませんので、お越しの際は公共交通機関を利用していただきますようお願いいたします。

